

## 様式 2

## 随意契約結果表(委託等契約)

所属名	福祉保健部子育て支援課
契約締結年月日	平成 29 年 10 月 10 日
契約者名	山梨県社会保険労務士会
契約名	民間保育士等処遇改善円滑導入特別対策事業委託
契約金額 (税込み)	2, 416, 392 円
随意契約理由	<p>当該事業は、施設型給付費等の対象となる民間保育所等を対象に、県で委託した専門家が巡回訪問し、保育士等の処遇改善が図られるための処遇改善等加算Ⅱを取得できるよう、就業規則及び賃金規程等の改正について、規程等の整備等の具体的な手順や内容に関する指導・助言を行うことを目的としたものである。</p> <p>社会保険労務士は、上記の業務と関連する、労働基準法第 89 条に基づく就業規則（賃金に関する事項）等の申請書等を作成することを業とし、社会保険労務士または社会保険労務士法人でない者がその書類を報酬を得て作成することは、社会保険労務士法第 27 条により原則として禁止されている（独占業務）。また、社会保険労務士は事業における労務管理その他の労働に関する事項について相談に応じ、または指導すること（いわゆるコンサルタント業務）も可能であり、この事業により巡回を行う専門家は、社会保険労務士が適任と考えられる。</p> <p>一方、社会保険労務士会は、厚生労働大臣の認可を受けて、都道府県の区域ごとに設立された法人で、会員の指導や連絡に関する事務を行うことを目的としており、会員数 177（平成 29 年 8 月 7 日現在）を有し、県や厚生労働省などからの事業を受託し、適正に執行した実績もある。</p> <p>この業務は、保育所等 90 園程度を短期間で巡回訪問し、10 名程度の社会保険労務士の巡回を予定しているため、これだけの人員を確実に準備できる団体は山梨県社会保険労務士会のみと考えられる。</p> <p>以上のことから、山梨県社会保険労務士会は、本事業を適正かつ確実に実施することができる県内唯一の団体であると認められるので、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約することとした。</p>
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号